

マーケットメイカー制度の試行的実施に関するカーボン・クレジット市場利用規約の特例

(目的)

- 第1条 本特例は、経済産業省が実施する令和5年度グリーン・トランスフォーメーションリーグ運営事業費（カーボン・クレジット市場の取引活性化等事業）に基づき、当取引所が開設するカーボン・クレジット市場において試行的に実施するマーケットメイカー制度（付則に記載する日程に限る。）について、カーボン・クレジット市場利用規約の特例を規定する。
- 2 本特例に定めのないものについては、カーボン・クレジット市場利用規約（以下「規約」という。）に定めるところによる。

(カーボン・クレジットに係るマーケットメイカー制度)

- 第2条 当取引所は、カーボン・クレジットに係るマーケットメイカー制度（以下「本マーケットメイカー制度」という。）を試行的に設ける。
- 2 本マーケットメイカー制度について、当取引所は以下の事項について留意して、実施するものとする。
- (1) 市場取引を通じたカーボン・クレジットの適正な価格形成への寄与
 - (2) カーボン・クレジットの当取引所の市場における円滑な流通
 - (3) 政府から調達したカーボン・クレジットの市場への供給
- 3 カーボン・クレジットに係るマーケットメイカーは、規約第2条の規定の遵守に加え、当取引所の市場におけるカーボン・クレジットの価格形成がより実勢を反映したものとなるよう努めるとともに、当取引所の市場におけるカーボン・クレジットの円滑な流通（前項第2号に係る円滑な流通を含む。）の確保に努めるものとする。
- 4 当取引所は、当取引所が定めるところにより、カーボン・クレジット市場参加者からカーボン・クレジットに係るマーケットメイカーへの指定の申込みを受けて、カーボン・クレジットに係るマーケットメイカーに指定する。
- 5 前項の規定により指定されたカーボン・クレジットに係るマーケットメイカーは、当取引所が定めるところにより、継続的な売呼値及び買呼値を行う。
- 6 当取引所は、当取引所が定めるところにより、第4項の指定を停止し、又は取り消すことができる。
- 7 当取引所は、カーボン・クレジットに係るマーケットメイカーの指定、指定の停止又は指定の取消しを公表する。
- 8 前各項に定めるもののほか、本マーケットメイカー制度に関し必要な事項については、当取引所が定める。

(本特例の変更)

- 第3条 当取引所は、必要があると認めた場合、本特例を変更することができる。この場合において、マーケットメイカーは変更後の本特例に従うものとする。
- 2 当取引所は、事前に、本特例を変更する旨及び変更後の本特例の内容並びにその効力発生時期を、書面若しくは電磁的方法によりマーケットメイカーに通知し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により公表を行うものとする。

付 則

本特例は、令和5年11月10日から施行し、令和6年2月29日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する第2条の規定の適用については、本特例は、その時以後も、なおその効力を有する。